

令和2年（行ウ）第89号 遺族補償給付等不支給処分取消請求事件

原告

被告 国

第5 準備書面

令和4年4月28日

東京地方裁判所民事第19部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 指 宿 昭 一
同 明 石 順 平

令和4年3月11日付被告準備書面（5）について下記のとおり反論する。

第1 家事使用人該当性が実体的要件であるとの主張について

被告は、要するに家事使用人該当性が実体的要件であると主張しているが、失当である。

既に前回の原告第4準備書面で指摘したが、被告自身が、被告第4準備書面6頁第2段落において、ベンジジン事件判決の解釈につき、「この判断については、以下のように理解することができる。すなわち、労災保険法の適用の有無は、申請の内容を検討する論理的前提となる問題（いわば手続的要件に類する問題）であるのに対し、業務起因性の有無は、申請に理由があるか否かという、実体的な要件を充足するか否かの問題（実体要件の問題）であって、問題のレベルが基本的に異なる。」と述べている。したがって、被告の主張は矛盾している

被災者が「労働者であること」という要件は、訴訟でいうところの原告適格のよ

うなものである。この要件を欠いた場合はいわば門前払いされ、労災支給における実体的要件である業務起因性については判断されない。

本件で業務起因性についても裁判所が判断してしまえば、本来、行政段階と司法段階の２段階にわたって業務起因性を判断される制度設計となっているにもかかわらず、司法での１段階しか原告の労災申請に判断機会が与えられない結果になる。

要するに、他の労災申請者と比べて、判断機会が１段階減らされるということであるから、法の下での平等（憲法１４条）に反するし、原告の手続保障も侵すことになる。

第２ 理由付記の関係からみても業務起因性に関する主張は許されるとの主張について

被告は、「一般に、法令が行政処分に理由の提示を求めているのは、処分庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たもの」と主張するが（被告準備書面（５）７頁）、これは原告も同意する。

そして、「家事使用人に該当する」との手続的要件の欠如を理由に不支給決定がされたにも関わらず、裁判所が「業務起因性が無い」という実体的要件の欠如を理由として決定を維持してしまえば、処分理由が全く異なるのだから、上記の趣旨を没却する。申請者側としては全くの不意打ちである。

被告は判例をいくつか提示しているが、いずれも実体的要件について理由の追加ないし差し替えをした事例である。行政段階において手続的要件しか検討されていないにもかかわらず、司法段階で実体的要件を追加しようとしている本件とは著しく事案を異にする。

したがって被告の主張は失当である。

以上